

今後の樹木採取権設定に関する方針

令和4年12月

林野庁

1. 取組の経過

樹木採取権制度については、国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第31号）により、効率的かつ安定的な林業経営の育成を目的に、国有林野に指定した樹木採取区において、一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を民間事業者を設定することができる制度として創設され、令和2年4月1日から施行された。

これまで、地域における素材生産事業者等の川上の事業者が対応できる規模として、権利期間10年程度、区域面積200～300ha程度（皆伐相当）を基本（以下「基本形」という。）に全国に10か所の樹木採取区を指定し、2回公募を行い8か所で樹木採取権の設定を行ったところである。

また、基本形を超える規模・期間の樹木採取権に対するニーズを把握するとともに、設定する際の規模・期間について検討するため、素材（原木）を原材料として使用して製品を製造する者等に対して新規需要創出動向調査（以下「マーケットサウンディング」という。）を数次にわたり行ってきたところである。

2. 取組の総括

樹木採取権を設定した8事業者への聞き取り調査からは、安定的な事業地の確保による人材の確保や高性能林業機械の導入への寄与等、その効果に期待する声が多く聞かれた。また、国際情勢に影響を受けにくい安定的な国産材の需給構造の構築が求められている中、連携する川中の事業者からも安定的な原料調達が見込めるという声が聞かれた。一方で、事業者からの申請がみられなかった樹木採取区があり、指定の検討に当たっては、地域における指定に対する需要を十分に確認する必要がある。

また、マーケットサウンディングについては、現時点で直ちに樹木採取区の指定に繋がる構想はみられなかったものの、既に事業地を取得しているなど具体化しつつある構想の把握につながっていることから、指定に対する需要の確認に有効な手法であると考えられる。

3. 今後の取組方針

これまでの取組結果を踏まえ、今後、より効果的に樹木採取権制度を運用していくため、基本形の樹木採取区の指定手続にマーケットサウンディングを導入するとともに、大規模・長期間の樹木採取区に対するマーケットサウンディングについて、円滑な提案を促進するための工夫を講じるなど、以下のように取り組むこととする。

【基本形の樹木採取区についての取組】

(1) 基本形の樹木採取区の指定手続へのマーケットサウンディングの導入

全国 10 か所の樹木採取区の指定に当たっては、年次統計の推移から素材生産量が増加傾向にある地域を選定したところであるが、このうち2か所の樹木採取区では申請がなく、樹木採取権の設定には至らなかった。設定できた8か所については、地域において直近で製材工場等が新・増設されるなどにより、地域の木材需要が増加する確実性が高いことが申請につながったものと考えられた。

このことを踏まえ、基本形の樹木採取区の指定手続にもマーケットサウンディングを導入し、提案された構想により木材需要増加の確実性が高い地域において、樹木採取区を指定することとする。

具体的には、国有林の資源状況等を踏まえ、樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区をあらかじめ公表し、これらの森林計画区ごとの計画編成時期にあわせて経常的にマーケットサウンディングを実施する。その結果、製材工場等の新・増設等による木材需要増加の確実性が高い森林計画区において、樹木採取区の指定を行うこととする。

【大規模・長期間の樹木採取区についての取組】

(2) マーケットサウンディングの確認項目の事前公表等

これまで実施したマーケットサウンディングで提出された構想については、担当者による企画段階のものから事業地を取得済みのものまで多様な検討段階のものがあった。これは、大規模な工場の新・増設の構想では、構想の企画から事業者内での意思決定、工場建設、原木集荷、稼働開始に至るまでに一定の期間を要するとともに、構想が具体化、現実化していく中で、伐採を担う川上の事業者や地方公共団体等との調整を適時に行う必要があるためである。

このことを踏まえ、基本形を超える大規模・長期間の樹木採取区に対する構想については、川中の事業者から常時提案を受け付けることとした上で、以下の項目を確認することとする。確認する事項を事前に公表することにより、進捗状況に応じて次のステップへの取組を促すことで、円滑な提案の促進、構想の実現に寄与することとする。

〈マーケットサウンディングでの主な確認事項〉

① 基本的な事項

- ・ 事業化のスケジュールをどのように見込んでいるか
- ・ 事業計画の具体化が進んでいるか

② 川上の事業者との連携に関する事項

- ・ 協定の締結等により連携する具体的な川上の事業者の目途がついているか

③ 川下の事業者との連携に関する事項

- ・ 連携する具体的な川下の事業者の目途がついているか

④ 地方公共団体等との調整に関する事項

- ・ 都道府県、業界団体等との調整が行われているか

【樹木採取区指定の効果的な運用に向けた工夫】

(3) 樹木採取区の複数・同時指定方式の導入等

基本形の 10 か所の樹木採取区に係る説明会に参加した川上の事業者等に対しアンケート調査を行ったところ、申請を見合わせた理由として、経営規模拡大の意識はあるものの、基本形の規模・期間であっても「事業の実施体制を組むことが困難」との回答が最も多く 6 割弱にのぼった。基本形を超える規模となれば、体制を組むことができる事業者は更に限られるものと考えられる。また、これまでのマーケットサウンディングの提案の中には大規模需要を創出する構想を持つ川中の事業者と地域における川上の事業者との連携が難航し、構想の具体化にまで至らなかったものがあつた。このことを踏まえ、大規模な川中の需要に対応しつつ、地域における川上の事業者の育成を効果的に進めるため、樹木採取区の複数・同時指定方式を導入することとする。

具体的には、大規模需要への対応として、大規模・長期間の一つの樹木採取区ではなく、隣接する森林計画区等を含め地域の川上の事業者が対応可能となる規模の樹木採取区を複数・同時に指定することも選択肢の一つとし、川上の事業者と川中の事業者の連携を容易にする。

また、権利期間については、上記アンケート調査において 4 割の川上の事業者が「長い」と回答した。特に 1 回目の公募で申請のなかつた箇所では 6 割が「長い」と回答し、基本形の期間よりも短い期間のものが適当との声が大きかつた。

このことを踏まえ、今後、より権利期間の短い樹木採取区を指定すること等についても検討する。

4 その他

樹木採取権を設定した 8 か所については、伐採等の事業が本年度から開始されたところであり、今後は、これらの事業の実施状況等の検証を行いつつ、引き続き必要な運用の改善に努めることとする。